

## 公益財団法人日野市環境緑化協会旅費規程

〔平成24年4月1日〕  
規程第7号

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日野市環境緑化協会に勤務する職員が業務のため出張する場合に支給する旅費について定めるものとする。

(旅 費)

第2条 職員に対する旅費の支給については、日野市職員等の旅費に関する条例(昭和38年条例第14号)の例によるものとする。

(委 任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。